

議第 9 号 川越都市計画生産緑地地区の変更について（日高市決定）

川越都市計画生産緑地地区の変更（日高市決定）

1 川越都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

川越都市計画生産緑地地区のうち、日高第 32 号及び 36 号生産緑地地区を次のように変更する。

名 称	面 積	備 考
日高第 32 号生産緑地地区	約 0.20 h a	位置、区域及び面積の変更
日高第 36 号生産緑地地区	約 0.55 h a	位置、区域及び面積の変更

[位置及び区域は計画図表示のとおり]

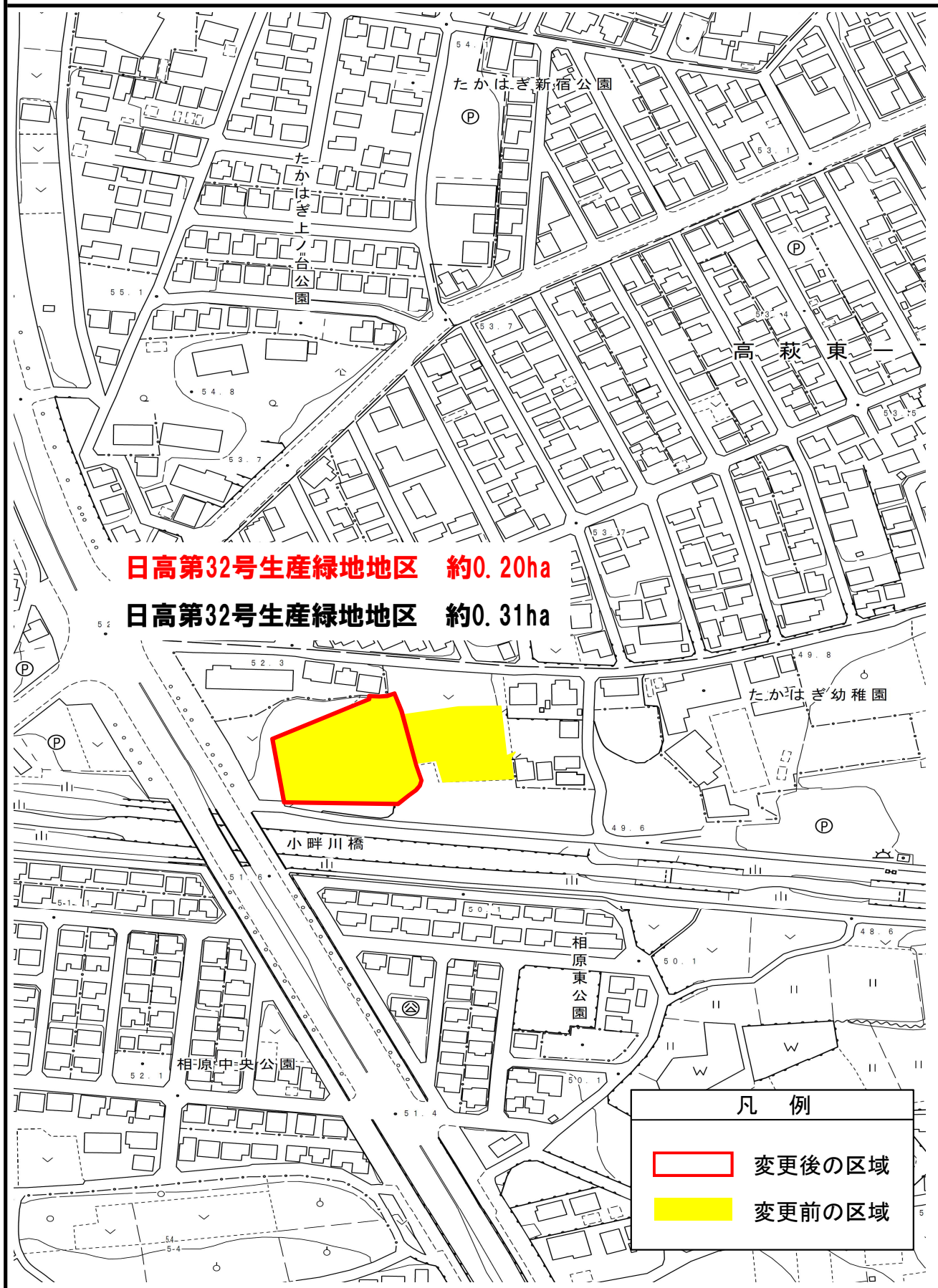
理 由

生産緑地法第 14 条の規定に基づく行為制限の解除により、川越都市計画生産緑地地区を本案のとおり変更するものである。

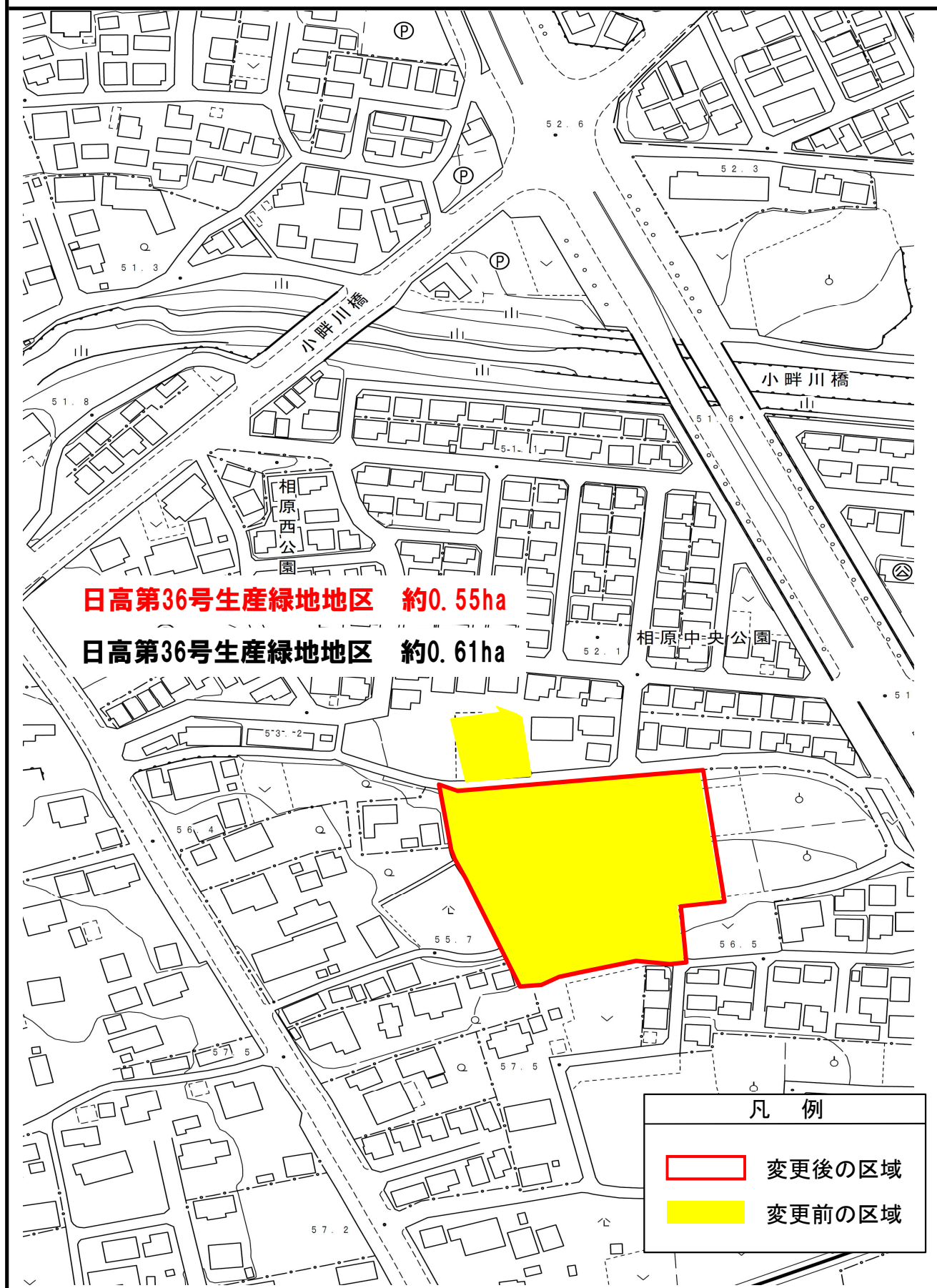


変更概要図（1／2）

日高第32号生産緑地地区（計画図2）



第36号生産緑地地区（計画図2）



理 由 書

本理由書は、都市計画法第 21 条第 2 項において準用する同法 17 条第 1 項の規定に基づき、川越都市計画生産緑地地区の変更についての理由を示したものです。

1 川越都市計画区域における位置等

川越都市計画区域に含まれる土地の区域は、日高市、川越市及び川島町の行政区域全域です。

2 変更の必要性

日高第32号及び第36号生産緑地地区の一部区域については、主たる農業従事者が死亡したため、生産緑地法第10条第2項の規定による買取り申出がありました。都市計画施設等の計画が無いことにより、市が買い取るに至らない結果となりました。

その後、同法第13条に基づき生産緑地の取得のあっせんに努めましたが、買取りの申出の日から起算して3か月が経過してもあっせんに至りませんでした。これにより、同法第14条の規定により生産緑地地区内における行為の制限が解除されたことから、生産緑地地区の「位置、区域及び面積」を変更するものです。

3 変更の内容

(1) 日高第 32 号生産緑地地区

位置、区域及び面積の変更

変更概要図（1/2）のとおり。

(2) 日高第 36 号生産緑地地区

位置、区域及び面積の変更

変更概要図（2/2）のとおり。

都市計画変更の経緯の概要

埼玉県知事協議	
申 出	令和４年１２月５日
回 答	令和４年１２月９日 回答内容「異存なし」
法第17条による都市計画案の縦覧	令和５年１月１７日から１月３１日まで 【縦覧結果】縦覧者：なし、意見書の提出：なし
日高市都市計画審議会	令和５年６月２８日
決定告示	令和５年７月中旬（予定）